


<p style="text-align: center;">岡山県公報</p>		<p style="text-align: center;">発行 岡山県</p>	
			
<p style="text-align: center;">目次</p>	<p style="text-align: center;">【規則】</p> <p>岡山県環境への負荷の低減に関する条例 施行規則の一部を改正する規則 身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則 岡山県職業訓練援助規則の一部を改正する規則 （以上県例規集登載）</p> <p style="text-align: center;">【告示】</p> <p>岡山県環境への負荷の低減に関する条例に基づく排出基準、構造等の基準及び排水基準の一部改正 （県例規集登載）</p> <p>指定居宅サービス事業者等の指定 漁船保険付保義務の同意を求めるための届出及び指定漁船調書の縦覧 道路の区域変更 道路の供用開始 公有水面埋立^{しん}竣功認可 児島湖流域下水道児島湖浄化センターの下水汚泥運搬の調達契約に係る入札参加資</p>	<p>環境管理課 障害福祉課 労働雇用政策課</p>	<p>環境管理課 障害福祉課 労働雇用政策課</p>
	<p style="text-align: center;">【公告】</p> <p>格を得ようとする者の資格審査の実施 第四十五期岡山県労働委員会補欠労働者委員候補者の推薦手続 平成二十七年定期種畜検査に係る種畜証明書の交付 種畜証明書の書換交付 林業種苗法に基づく生産事業者の登録 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了 【公安委員会】 没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則 （県例規集登載）</p>	<p>労働雇用政策課 畜産課 " 治山課 建築指導課 " 生活環境課 組織犯罪対策第一課</p>	<p style="text-align: center;">目次</p>

岡山県規則第六十二号

岡山県環境への負荷の低減に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年十二月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県環境への負荷の低減に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県環境への負荷の低減に関する条例施行規則（平成十四年岡山県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第九の十の項中「〇・〇三ミリグラム」を「〇・〇一ミリグラム」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岡山県規則第六十三号

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年十二月四日

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

第一条 身体障害者福祉法施行細則（昭和三十四年岡山県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

様式第二号中

姓	名	印

を

に改める。

個人番号	居住地

様式第五号中

身体障害者	
氏名	居住地

を

岡山県知事 伊原 隆 太

身体障害者	居住地	
	氏名	
	個人番号	

「1」

「ふりがな」
 姓 氏名
 年 月 日生」

「ふりがな」
 姓 氏名
 年 月 日生」

「1」 本籍地
 新居住地

「1」 15歳未満の児童の個人番号
 姓 氏名
 年 月 日生」

「2」 新氏名」や「3」 新氏名」
 「4」 「5」 「6」 「7」 「8」 「9」 「0」

備考 15歳未満の児童の場合は、1の欄にその個人番号を、3の欄（ ）内にその氏名を記入することとし、保護者の個人番号は記入する必要がないこと。
 不要の文字は、抹消すること。

「本籍地」
 姓 氏名
 年 月 日生」

「個人番号」
 姓 氏名
 年 月 日生」

15歳未満の児童の氏名
 姓 氏名
 年 月 日生」

15歳未満の児童
 個人番号
 ふりがな
 氏名

「私は、次のとおり

紛失しましたので
 破損し使用に堪えませんでしたので
 障害程度が変更しましたので

関係書類を添えて再交付

年 月 日生

「
紛失しましたので
破損し使用に堪えませんが
障害程度が変更しましたので
その他（ ）
」

関係書類を添えて再交付 になり、同様子の欄に「氏名」や「個人番号、氏名」に記入すること、や「記入すること

とし、保護者の個人番号は記入する必要がないこと、になり。

第二条 身体障害者福祉法施行細則の一部を次のように改正する。
様式第十四号中「80日」を「3月」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 第一条の規定による改正前の身体障害者福祉法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

岡山県規則第六十四号

岡山県職業訓練援助規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年十二月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県職業訓練援助規則の一部を改正する規則

岡山県職業訓練援助規則（昭和四十五年岡山県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「。以下「法」という。」を削り、「第十五条の六第二項」を「第十五条の七第二項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岡山県告示第五百九十八号

平成十四年岡山県告示第百八十五号（岡山県環境への負荷の低減に関する条例に基づく排出基準、構造等の基準及び排水基準）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

別表第七のトリクロロエチレンの項中、「〇・三ミリグラム」を「〇・一ミリグラム」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に設置されている岡山県環境への負荷の低減に関する条例（平成十三年岡山県条例第七十六号）第五十三条第一項に規定する特定施設（設置の工事に着手した施設を含む。）を設置する工場又は事業場に係るトリクロロエチレンの排水基準（同項に規定する排水基準をいう。）については、この告示の施行の日から起算して一年間は、改正後の別表第七の規定にかかわらず、なお従前の例による。

平成27年12月4日 岡山県公報 第11742号

岡山県告示第五百九十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成二十七年十二月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

まごのて村デイサービス「つぶ庵」

2 所在地

岡山県瀬戸内市邑久町箕輪六五六番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

まごのて村株式会社

2 所在地

岡山県瀬戸内市邑久町箕輪六五六番地一

三 指定年月日

平成二十七年十二月一日

四 介護保険事業所番号

三三七二四〇〇九五六

五 サービスの種類

通所介護

介護予防通所介護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

まごのて村デイサービス「こつぶ庵」

2 所在地

岡山県瀬戸内市邑久町箕輪六五六番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

平成27年12月4日 岡山県公報 第11742号

1 名称

まごのて村株式会社

2 所在地

岡山県瀬戸内市邑久町箕輪六五六番地一

三 指定年月日

平成二十七年十二月一日

四 介護保険事業所番号

三三七二四〇〇九六四

五 サービスの種類

通所介護

介護予防通所介護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ヘルパーステーション総社

2 所在地

岡山県総社市井尻野三三三・三

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社さんあい

2 所在地

大阪府東大阪市瓜生堂二丁目八番二号

三 指定年月日

平成二十七年十二月一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇八〇一三〇四

五 サービスの種類

訪問介護

介護予防訪問介護

平成27年12月4日 岡山県公報 第11742号

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

介護ステーションなな

2 所在地

岡山県美作市入田三九一番地一尾関コーポ一〇三号室

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人シルバーライフサポートもも

2 所在地

岡山県美作市入田三九一番地一尾関コーポ一〇三号室

三 指定年月日

平成二十七年十二月一日

四 介護保険事業所番号

三三七三七〇八四二

五 サービスの種類

訪問介護

介護予防訪問介護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

訪問看護ステーションマツク総社

2 所在地

岡山県総社市三須一五二四・四

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社アール・ケア

2 所在地

岡山県玉野市東高崎二五・三四

三 指定年月日

平成二十七年十二月一日

四 介護保険事業所番号

三三六〇八九〇〇七七

五 サービスの種類

訪問看護

介護予防訪問看護

平成27年12月4日 岡山県公報 第11742号

岡山県告示第六百号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百十二条第一項の規定による同意を求めるとの事前届出があつたので、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年十二月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 発起人の住所及び氏名

備前市穂浪二五四三・一二二 奥山 輝久

備前市穂浪二四七一 奥山 徳仁

二 加入区

伊里

三 漁船損害等補償法第一百三十一条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

伊里漁業協同組合

四 縦覧期間

平成二十七年十二月四日から同月十八日まで

五 縦覧場所

岡山県農林水産部水産課

一 発起人の住所及び氏名

瀬戸内市邑久町虫明五八〇一 松本 晴道

瀬戸内市邑久町虫明四三七四 野崎 透

二 加入区

邑久

三 漁船損害等補償法第一百三十一条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

邑久町漁業協同組合

四 縦覧期間

平成二十七年十二月四日から同月十八日まで

五 縦覧場所

岡山県農林水産部水産課

平成27年12月4日 岡山県公報 第11742号

岡山県告示第六百一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 吉備津松島線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
倉敷市日畑字立溝九四番一地先から 倉敷市日畑字立溝七二番一地先まで	新	一〇・五	二二九・〇
倉敷市日畑字立溝九四番一地先から 倉敷市日畑字立溝七二番一地先まで	旧	一〇・五 一〇・五	二二九・〇

平成27年12月4日 岡山県公報 第11742号

岡山県告示第六百二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日（時間）
県道	吉備津松島線	倉敷市日畑字立溝九四番一地从先から 倉敷市日畑字才ノ町二〇番二地先まで	平成二十七年十二月五日（七時）

岡山県告示第六百三三号

昭和六十一年十二月十九日付け、岡山県指令港第四百二十四号で免許した公有水面埋立てについて、平成二十七年十二月一日次のとおり竣功を認可した。

平成二十七年十二月四日

水島港港湾管理者 岡 山 県

代表者 岡山県知事 伊 原 木 隆 太

1 埋立区域

(1) 位置

岡山県倉敷市玉島乙島宇新湊8255番10の地先公有水面

(2) 区域

次の⑯の地点、⑰の地点、⑱の地点及び⑳の地点を順次に直線で結んだ線及び⑲の地点と㉑の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

の地点 三等三角点山一権現山

(北緯34度31分24秒1789 , 東経133度39分30秒9634) から146度33分22秒
4,120.22mの地点

の地点 の地点から181度19分00秒 221.50mの地点

㉒の地点 ㉒の地点から271度19分00秒 26.90mの地点

㉓の地点 ㉓の地点から 1度19分00秒 221.50mの地点

(3) 竣功面積

6,048.04㎡

2 埋立地の用途

保管施設用地及び護岸用地

3 埋立人

(1) 氏名又は名称

岡山県

(2) 住所

岡山市北区内山下二丁目4番6号

(3) 代表者の氏名

岡山県知事 伊原木 隆太

平成27年12月4日 岡山県公報 第11742号

4 帰属権利者

岡山県

5 関係図書館閲覧市町村名
倉敷市

平成27年12月4日 岡山県公報 第11742号

岡山県告示第六百四号

平成二十八年度における児島湖流域下水道児島湖浄化センターの下水汚泥運搬の調達契約に係る入札参加資格を得ようとする者の資格審査を次のとおり実施する。

平成二十七年十二月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 調達の対象となる下水汚泥運搬の概要

1 種類

下水汚泥（産業廃棄物）の運搬

2 積込場所

児島湖流域下水道児島湖浄化センター 玉野市東七区四五三番地

3 荷下場所

水島クリーンセンター 倉敷市水島川崎通一丁目一八番

4 積込場所での運搬車両の稼働可能時間

午前八時三十分から午後三時三十分まで

二 入札参加資格の審査を受けることができない者

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第一項各号に掲げる者

2 県税、市町村税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している者（その延滞金が未納である者を含む。）

3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第十四条第一項に規定する知事の許可（汚泥に係るもの）を受けていない者

4 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第三条の許可を受けていない者

5 電子マネーフエストシステムに加入していない者

6 県内に本社又は本店を有していない者

7 平成十六年度以降のいずれかの年度において、岡山県内における下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号に規定する公共下水道又は同条第四号に規定する流域下水道に係る下水汚泥（以下「下水汚泥」という。）を千トン以上運搬した実績を有していない者

8 次に掲げる者のいずれかに該当する個人又はその役員（暴力団員による不当な行

為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第九条第二十一号口の役員をいう。）が次に掲げる者のいずれかに該当する法人

(1) 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第三号に規定する暴力団員等をいう。（2）及び（3）において同じ。）に該当する者

(2) 暴力団（岡山県暴力団排除条例第二条第一号に規定する暴力団をいう。（3）において同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者

(3) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

9 8 (1)から(3)までに掲げる者がその経営に実質的に関与している者

10 過去二年以内において、8又は9に掲げる者に該当するに至ったことにより、入札参加資格の取消しを受けた者

三 入札参加資格の審査の申請手続

1 提出書類（官公署の証明に係る書類は、発行後三月以内のものに限る。）

(1) 入札参加資格審査申請書

(2) 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては本籍地の市町村長が発行する身分証明書及び法務局長が発行する登記されていないことの証明書（(11)の受任者に係るものを含む。）

(3) 岡山県県民局長が発行する県税の納税証明書

(4) 市町村長が発行する市町村税の納税証明書

(5) 税務署長が発行する法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書

(6) 申請時の直前の事業年度の決算（以下「直前決算」という。）を明らかにする書類（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び利益金処分計算書又は損失金処理計算書、個人にあつては損益計算書及び資産負債調（貸借対照表）（営業年数が一年未満であることにより決算を明らかにする書類を添付することができない場合は、申請時の直前三月以内における営業の事実を証する書類）

(7) 印鑑登録証明書

(8) 二8及び9の者に該当しない旨の誓約書

(9) 二3及び4の許可を受けていることを証する書類

(10) 電子マニフェストシステムに加入していることを証する書類

(11) 契約の締結についての権限を営業所等の長に委任する場合には、委任状

- (12) 下水汚泥の運搬の用に供する車両の写真及び自動車検査証の写し
- (13) (1)の申請書に記載した年度の下水汚泥の運搬の実績を証する書類
- (14) (1)から(13)までに掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

2 提出期間

平成二十八年一月六日(水)から同月二十九日(金)までとする。ただし、県の休日(岡山県の休日を定める条例(平成元年岡山県条例第二号)第一条第一項に規定する休日をいう。六一において同じ。)を除く。

3 提出場所

岡山県備前県民局建設部建設企画課
〒七〇〇・八六〇四 岡山市北区弓之町六番一号
電話 〇八六・二三三・九八三八

4 提出方法

2の期間内の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までの間に3の場所へ持参することとし、郵送又は信書便による提出は認めない。

四 入札参加資格の審査事項

- 1 平成十六年度以降のいずれかの年度における下水汚泥の運搬の実績
- 2 申請時における下水汚泥の運搬の用に供する車両の保有状況及び当該車両のうち二台以上が次に掲げる要件を満たしていること。
 - (1) 二3の許可を受けた車両であること。
 - (2) 積載量は九・〇トン以上、車体寸法は長さ七・八メートル以下、幅二・五メートル以下及び高さ三・一五メートル以下であること。
 - (3) 荷台は水密性があり、開閉可能な覆い等により飛散、流出及び悪臭の防止の措置が講じられていること。
 - (4) 荷下ろしの際、荷台が後方に傾斜する機能を有すること。
- 3 直前決算における自己資本金
- 4 直前決算における流動比率
- 5 申請時における従業員数及び運搬業務に従事することができる運転員数
- 6 申請時までの営業年数
- 7 その他知事が必要と認める事項

五 入札参加資格の有効期間

申請者に入札参加資格を付与した日からその日の属する年度の翌年度の三月末日までとする。

六 資格認定通知書の交付期間、交付場所及び交付方法

1 交付期間

申請者に入札参加資格を付与した日から随時交付する。ただし、県の休日を除く。

2 交付場所

三三の場所

3 交付方法

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までの間に直接受け取ること。

なお、郵送を希望する場合には、宛先を明記し、二百八十円分の切手を貼った返信用封筒（A四サイズ用紙が折らずに入る大きさのもの）を同封の上、三三の場所へ請求すること。

七 問い合わせ先

三三の場所

〔四八五〕平成二十七年十一月二十日をもって、第四十五期岡山県労働委員会委員のうち労働者委員に欠員が生じたので、補欠労働者委員を任命するため、労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）第二十一条第一項の規定により、次のとおり当該委員の候補者（以下「候補者」という。）の推薦を求める。

平成二十七年十二月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 候補者の推薦資格を有するもの

岡山県の区域内のみに組織を有する労働組合（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）の適用を受けるものを含む。）のうち、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の岡山県労働委員会の証明を受けたもの

二 候補者となる資格を有する者

労働組合法第十九条の十二第六項において準用する同法第十九条の四第一項の欠格条項に該当しない者

三 補欠労働者委員の数及び任期

1 委員の数 一名。ただし、推薦する候補者の数は、制限しない。

2 任期 任命の日から平成二十八年十一月二十五日まで

四 提出書類

1 推薦書（様式）

2 候補者の履歴書

3 労働組合法施行令第二十一条第三項の規定による岡山県労働委員会の証明書

五 書類の提出期限

平成二十八年一月二十八日（木）。なお、郵送の場合、同日までに到着したものに限り、受け付ける。

六 書類の提出先

岡山県産業労働部労働雇用政策課（岡山市北区内山下二丁目四番六号）

平成27年12月4日 岡山県公報 第11742号

様式

平成 年 月 日

岡山県知事 伊原木 隆太 殿

所 在 地

労働組合の名称

代表者の氏名

印

労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の12第3項及び労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により，第45期岡山県労働委員会補欠労働者委員候補者として次の者を推薦します。

記

ふりがな 氏 名	生年月日 (年齢)	所属労働組合名及び所属職場名 並びにこれらにおける地位	略 歴	備 考

平成27年12月4日 岡山県公報 第11742号

〔四八六〕家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第八条第一項の規定により、農林水産大臣から同法第四条第一項本文の種畜証明書を次のとおり交付した旨の通報を受けた。

平成二十七年十二月四日

岡山県知事 伊原木 隆 大

種畜証明書 番 号	名 前	品 種	生年月日	産 地	血 統		等 級	飼養者の所在地及び名称
					父	母		
31333010012	コツワルド - WPWM29 39	大ヨークシ ヤー種	H24.5.10	イギリス			級外	高梁市備中町東油野2355 農事組合法人岡山農場
31333010015	コツワルド - WPWM20 64	大ヨークシ ヤー種	H24.3.29	イギリス			級外	高梁市備中町東油野2355 農事組合法人岡山農場
31433040002	コツワルド - WPWR12 91	大ヨークシ ヤー種	H25.2.28	イギリス			級外	高梁市備中町東油野2355 農事組合法人岡山農場
31433040006	コツワルド - WPWK45 42	大ヨークシ ヤー種	H24.12.27	イギリス			級外	高梁市備中町東油野2355 農事組合法人岡山農場
31533020001	コツワルド - WPWK45 74	大ヨークシ ヤー種	H24.12.27	イギリス			級外	高梁市備中町東油野2355 農事組合法人岡山農場
31533020002	コツワルド - WPWK46 08	大ヨークシ ヤー種	H24.12.28	イギリス			級外	高梁市備中町東油野2355 農事組合法人岡山農場
31533020003	コツワルド - WPWK48 70	大ヨークシ ヤー種	H25.1.10	イギリス			級外	高梁市備中町東油野2355 農事組合法人岡山農場
31533020004	コツワルド - WPWK49 00	大ヨークシ ヤー種	H25.1.10	イギリス			級外	高梁市備中町東油野2355 農事組合法人岡山農場

31533020005	コツワルド - W50006	その他	H26.4.12	岡山県高梁市			級外	高梁市備中町東油野2355 農事組合法人岡山農場
31533020006	コツワルド - W50001 3	その他	H26.9.18	岡山県高梁市			級外	高梁市備中町東油野2355 農事組合法人岡山農場
31533020007	コツワルド - W50001 6	その他	H26.11.9	岡山県高梁市			級外	高梁市備中町東油野2355 農事組合法人岡山農場
31533020008	コツワルド - W50001 7	その他	H26.11.14	岡山県高梁市			級外	高梁市備中町東油野2355 農事組合法人岡山農場

〔四八七〕家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第八条第一項の規定により、農林水産大臣から同法第四条第一項本文の種畜証明書を次のとおり書換交付した旨の通報を受けた。

平成二十七年十二月四日

岡山県知事 伊原 隆 太

種畜証明書番号	申請の事由	変更後	変更前
10854405280	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	岡山県津山市宮部下415 一般社団法人家畜改良事業団岡山種雄牛センター	群馬県前橋市金丸町312 一般社団法人家畜改良事業団前橋種雄牛センター
11366245920	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	岡山県津山市宮部下415 一般社団法人家畜改良事業団岡山種雄牛センター	群馬県前橋市金丸町312 一般社団法人家畜改良事業団前橋種雄牛センター
11353445753	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	岡山県津山市宮部下415 一般社団法人家畜改良事業団岡山種雄牛センター	群馬県前橋市金丸町312 一般社団法人家畜改良事業団前橋種雄牛センター
11455199585	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	岡山県津山市宮部下415 一般社団法人家畜改良事業団岡山種雄牛センター	群馬県前橋市金丸町312 一般社団法人家畜改良事業団前橋種雄牛センター

〔四八八〕林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第三項の規定により、生産事業者を次のとおり登録した。

平成二十七年十二月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

美作・六	登 録 番 号	
黒田 能弘	氏 名 又 は 称	生 産 事 業 者
津山市加茂町公郷二二七一	住 所	
幼苗以外の 苗木育成	生 産 事 業 の 内 容	
黒田能弘苗 畑津山市加 茂町公郷二 三八三	事 業 所 の 名 称 及 び 所 在 地	

〔四八九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十七年十二月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤磐市河本字横田一〇七六・一、一〇七六・五、一〇七六・六、一〇七七・一、一〇七七・六、一〇八一・七

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

東京都千代田区二番町八・八

株式会社セブン・イレブン・ジャパン

代表取締役 井阪 隆一

三 許可番号

岡山県指令建指第一六九号

岡山県公安委員会規則第九号

国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号）第十九条第三項、不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第三十五条第三項及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三十六号）第二十三条第一項の規定により、没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則を次のように定める。

平成二十七年十二月四日

岡山県公安委員会

没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則

岡山県警察の警察官のうち、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律第十九条第三項、不正競争防止法第三十五条第三項及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第二十三条第一項の規定による司法警察員として岡山県公安委員会が指定する警部以上の者は、次に掲げるものとする。

- 一 岡山県警察本部長の職にある者
- 二 岡山県警察本部の生活安全部、地域部、刑事部、交通部又は警備部に勤務する警部以上の階級にある警察官
- 三 警察署に勤務する警部以上の階級にある警察官

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。
（没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の廃止）
- 2 没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則（平成十二年岡山県公安委員会規則第一号）は、廃止する。